

議案第 98 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 62  
年川崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

42	小杉町 3 丁目中 央地区整備計画 区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された小 杉町 3 丁目中央地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域
----	----------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

42 小杉町 3 丁目中央地区整備計画区域

A 地 区 の 区 域	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。） を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類す るものを除く。） (2) 自動車教習所 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの (4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその 他これらに類するもの
----------------------------	---------------	--

	(5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

小杉町3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。